

阿南市要綱第67号

阿南市狩猟免許取得等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、近年増加している鳥獣による農林水産物への被害対策として、有害鳥獣を捕獲するために必要な狩猟免許（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「鳥獣保護管理法」という。）第39条に規定する狩猟免許をいう。以下同じ。）の取得に要する経費に対して、阿南市狩猟免許取得等補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内において交付することについて、阿南市補助金等交付規則（平成30年阿南市規則第3号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 阿南市内に住所を有すること。
- (2) 市税を滞納していないこと。
- (3) 新たに狩猟免許を取得していること（更新は除く。）。
- (4) 猟銃の所持許可証（銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第7条に規定する許可証のうち、猟銃の所持について許可を受けた者に交付されるものをいう。以下同じ。）の交付を受けていること。
- (5) 狩猟免許取得後に狩猟者登録（鳥獣保護管理法第55条第1項の規定による登録をいう。以下同じ。）を受け、狩猟者登録証（鳥獣保護管理法第60条の規定により交付される狩猟者登録証をいう。以下同じ。）の交付を受けていること。
- (6) 狩猟免許取得後は、徳島県猟友会に加入し、阿南市内の有害鳥獣捕獲に従事する意思があること。

(交付対象となる狩猟免許の種類)

第3条 補助金の交付の対象となる狩猟免許の種類は、第一種銃猟免許とする。

(交付対象経費及び補助金の額)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、次の各号に掲げる経費とする。ただし、1回限り対象とするものとする。

(1) 狩猟免許取得に係る次の経費

ア 狩猟免許試験初心者講習会受講料（テキスト代を含む。）

イ 狩猟免許試験手数料

(2) 猟銃の所持許可に係る次の経費

ア 講習受講申込手数料

イ 教習資格認定申請手数料

ウ 猟銃用火薬類等譲受許可申請手数料

エ 射撃教習受講費用（10,000円を上限とする。）

オ 猟銃所持許可申請手数料

カ 医師の診断書取得代金（5,000円を上限とする。）

(3) 狩猟者登録に係る次の経費

ア 狩猟者登録手数料

イ 狩猟税（第一種銃猟）

2 補助金の額は、前項各号に掲げる経費のうち、交付対象者が実際に支出したもの（当該経費に上限額の定めがあるものは、その上限額とする。）合計額に相当する額とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする交付対象者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（様式第1号）に次の関係書類を添えて、市長に提出し、その申請をしなければならない。

(1) 第一種銃猟免許に係る狩猟免状の写し

(2) 猟銃の所持許可証の写し

- (3) 銃猟狩猟者登録証の写し
 - (4) 徳島県猟友会に入会したことを証する書面
 - (5) 前条第1項各号に掲げる経費に係る領収書の写し
 - (6) 同意書（様式第2号）
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの
- 2 申請者は、銃猟の所持許可証を交付された日又は第一種銃猟狩猟者登録を受けた日のいずれか遅い日の属する年度の3月末日までに申請を行うものとする。

（交付決定等）

第6条 市長は、前条の補助金交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは速やかに補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）をし、交付決定を受けた申請者（以下「被交付決定者」という。）に対して、補助金の交付決定及び額の確定通知書（様式第3号）によりその旨を通知するものとする。

（補助金の請求）

第7条 被交付決定者は、補助金交付請求書（様式第4号）を市長に提出し、その請求をするものとする。

（補助金の交付）

第8条 市長は、前条の補助金交付請求書を受理したときは、速やかに被交付決定者に補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第9条 市長は、被交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、この要綱に定める事項に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、交付決定取消決定通知（兼返還命令）書（様式第5号）により、被交付決定者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第10条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しについて既に補助金が交付されているときは、相当の期間を定めて交付決定取消決定通知(兼返還命令)書(様式第5号)により、補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年8月3日から施行する。

附 則(令和6年阿南市要綱第6号)

この要綱は、令和6年2月2日から施行する。